

国立大学法人上越教育大学の会計監査人候補者の公募について

令和 7 年 2 月 6 日
国立大学法人上越教育大学

国立大学法人における会計監査人は、国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 40 条により、文部科学大臣が選任することとされています。

また、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、候補者名簿を文部科学大臣に提出することとされています。

つきましては、会計監査法人又は公認会計士の方から、国立大学法人上越教育大学の会計監査法人候補者選定のための提案書を募集しますので、下記により提出いただきますようお願いいたします。

1. 企画競争に付する事項

(1) 事業名

国立大学法人上越教育大学の会計監査人候補者の選定（令和 7 年度から令和 9 年度）

(2) 事業の趣旨

国立大学法人における会計監査人は、準用通則法第 40 条により、文部科学大臣が選任することとされています。

また、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、候補者名簿を文部科学大臣に提出することとされています。

このことから、本学の会計監査人に就任する希望をお持ちの方から提案書の募集を行い、会計監査人候補者の選定を行うものです。

(3) 事業の内容

国立大学法人上越教育大学における財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査業務

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 準用通則法第 41 条に定める資格を有する者であること。

(2) 会社法第 337 条第 3 項における欠格事由のないこと。

(3) 公認会計士法第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 4、第 34 条の 11 及び第 34 条の 11 の 2 並びに公認会計士法施行令第 7 条及び第 15 条における特別の利害関係等のないこと。

(4) 国立大学法人上越教育大学調達役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例の規定に該当しない者であること。

3. 提案書の作成

提出に必要な公募要領等は、本学ホームページからダウンロードするか、以下の問合せ先に連絡願います。

4. 提案書の提出方法

別に定める公募要領のとおりです。

5. 選定方法等

別に定める公募要領及び審査基準に基づき、会計監査人候補者選定委員会において行います。

提案書の提出及び問合せ先

〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町 1 番地

国立大学法人上越教育大学 監査室

TEL : 025-521-3230 FAX : 025-521-3220

E-mail : kansa@juen.ac.jp（メール送信時には@を半角にしてください。）